

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 道路の区域を変更する件二件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三

告 示

福島県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字宮渡五二九番二地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分五四八番一 地 先まで	変更前 変更後	一二・〇 一〇七・八	一、〇〇三・四 一、〇〇三・四

福島県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字上川 内字町分三四四番一 地 先から 同 郡同 村大字下川 内字宮渡五〇二番一 地 先まで	変更前 変更後	一二・〇 一〇七・八	一、〇〇三・四 一、〇〇三・四

(道路計画課)

福島県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮渡五二九番二地先から 同 郡同 村大字上川内字町分五四八番一地先まで	令和八年七月二十三日

(道路計画課)

福島県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字上川内字町分三四四番一地从先から 同 郡 同 村 大字下川内字宮渡五〇二番一地从先まで	令和八年七月二十三日

（道路計画課）

公 告

公告第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津美里町から会津都市計画地区計画（あいつ本郷北工業団地地区計画）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年七月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）